

# 立川 諏訪はやし連 会則

## 第一章 総 則

第一条 本会は「諏訪はやし連 又は 諏訪囃子連」と称する。

第二条 本会の事務所は選ばれた役員宅に置く。

第三条 本会は伝統芸能のお囃子を保存し、後世へ継承していくことを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1, お囃子の囃子方を育成する。
- 2, 諏訪神社の祭礼及び立川夏祭りに参加する。
- 3, 会員の親睦を図る。

## 第二章 入 退 会

第五条 本会への入退会は、本人の申し出により、本会役員会での承認を経て決定する。

但し、本会の名誉を著しく傷つける行動を行った場合は、本人の意志にかかわらず、本会役員会の承認を経て退会させることができる。

## 第三章 組 織

第六条 本会は下記の会員を以て組織する。

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| 正会員  | 成人よって構成される。(18歳以上有職者) |
| 若竹会員 | 18歳未満の学生・子供で構成される     |
| 賛助会員 | 若竹会員の両親家族で構成される       |
| 準会員  | 他団体に所属されている者で構成される。   |

第七条 本会に下記の役員を置く。但し、役員は正会員の中より選出される。

- |     |    |      |     |
|-----|----|------|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長  | 2名  |
| 会 計 | 1名 | 会計監査 | 1名  |
| 幹事長 | 1名 | 幹 事  | 若干名 |

第八条 本会の役員の任務は次の通りである。

- 会 長 本会を代表して会務を総括する。  
副会長 会長を補佐して、会長事故ある時は、その職務を代行する。  
また、その他の役を兼務することができる。  
会 計 本会の金銭の出納を管理する。  
会計監査 監査は、本会の出納を監査する。  
幹事長 幹事の業務を総括する。  
幹 事 本会役員の業務を遂行する。

また、役員とは別に、長期間に渡り、会に貢献された役員に対して、若干名の相談役を選任することができる。

第九条 本会は、他地域の町内会、離子保存会などの組織とも親睦を図り、

依頼ある場合は、離子の支援活動も行う。

## 第四章 役員を選出

第十条 本会の役員は下記の方法により、選出する。

会長は、総会において選出し、他の役員は会長一任とする。

任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

但し止むを得ない理由があり退任を希望する場合、退任を妨げないものとする。

## 第五章 機 関

第十一条 本会は次の機関を持つ。

1, 総 会

2, 役員会

総会は本会の最高決議機関で、年一回行うものとする。

総会は正会員により構成される。

臨時総会は必要に応じて会長が召集する。

総会の決議は出席会員の過半数を要し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第十二条 総会では次の事項を決議する。

- 1, 前年度の事業報告及び今年度の事業計画案の承認。
- 2, 決算の報告と承認及び予算案の承認。
- 3, 会則の変更に関する事項。
- 4, その他、役員会にて必要と認められた事項。

第十三条 役員会は総会に次ぐ決議機関で、会長、副会長、会計、幹事長、幹事により構成される。又、会長は役員を召集し、緊急を要する事項を処理することができ、出席役員の過半数で決定する。(欠席の場合は事前に会長に連絡をとる事とする)

## 第六章 経費及び簿冊

第十四条 本会の会計年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第十五条 本会の経費は、寄付金その他の収入を以てこれに充当する。

第十六条 本会に備え付ける簿冊は次の通りである。

会議及び事業記録、会員及び役員名簿、会計簿。

## 第七章 会費

第十七条 正会員 年会費 6,000 円 9月の総会に集金する。

## 第八章 慶弔規定

第十八条 慶弔規定は別途定める。

## 第九章 付 則

この規則は平成 20 年 3 月 16 日から施行する。